

地域密着型サービス事業所 管理者 様
国基準の通所型・訪問型サービス事業所 管理者 様

筑紫野市長 平 井 一 三
(健康福祉部高齢者支援課)

令和6年度介護職員等処遇改善加算等の届出について (通知)

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧3加算」という。）及び令和6年6月からの介護職員等処遇改善加算（以下「新加算」という。）については、従来、加算等を算定しようとする2カ月前の末日までに届出が必要でしたが、令和6年4月又は5月からの算定分及び6月からの新加算の算定分の届出については、令和6年4月15日までに提出することとなりました。

つきましては、令和6年度の届出について、下記を参照の上、お手続きいただきますようお願いいたします。令和5年度以前から当該加算等を算定している場合も、令和6年度分を算定する場合は改めて届出の提出が必要になりますので、御留意ください。

記

1 令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書について

令和6年度の計画書の提出により、令和6年4月及び5月の旧3加算と、令和6年6月からの新加算の算定ができます。

令和5年度までの計画書の様式は使用できませんので、お間違えのないようお願いします。

計画書の作成に当たっては以下 (1)、(2) を御参照ください。

(1) 加算制度の概要説明や計画書の記入方法等について

厚生労働省のホームページに動画が掲載されていますので、ご参照ください。

【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

(2) 移行先検討・補助シート

既に処遇改善加算等を算定している事業所が新加算の移行先を検討するために活用できる支援ツールを市ホームページに掲載していますのでご活用ください。

2 提出書類

別紙の「令和6年度 様式に応じた提出書類」の「(1) 提出書類」を御参照ください。

3 提出方法・提出先

郵送又は市高齢者支援課指定指導担当窓口へご提出ください。

〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1 筑紫野市高齢者支援課指定指導担当

電話番号：092-923-1111（内線453）

※朱書きで「令和6年度介護職員等処遇改善加算等届出書在中」と記入してください。

4 提出期限

令和6年4月15日(月) (必着) ※提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

5 ホームページへの掲載

様式データや国のQ&A等、加算に関する資料については市ホームページに掲載していますので、**必ず御確認ください。**

また、既に処遇加算等を算定している事業所が新加算の移行先を検討するために活用いただける支援ツール等も掲載していますので、併せて御確認ください。

【ホームページ掲載場所】

①様式をダウンロードする場合

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「申請書ダウンロード」→「令和6年度介護職員等処遇改善加算等の様式」

②当該加算等に関する通知等

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「事業者の皆さまへ」→「令和6年度介護職員等処遇改善加算等の届出」

6 届出に当たっての留意事項

- ・複数の事業所をまとめて届出をする場合において、その中の事業所に筑紫野市以外の保険者から指定を受けている事業所が含まれる場合には、その事業所を指定している保険者に対しても届出が必要になります。
 - ※ 筑紫野市を含めた複数の保険者から指定を受けている場合において、他の保険者が指定しているサービス分のみ加算を取得する場合は、筑紫野市への届出は必要ありません。
- ・加算等を算定した場合は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月（通常は7月末）までに、実績報告書を提出する必要があります。また、実績報告は、届出の区分（事業所単位、法人単位）と一致する必要があります。
- ・加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回る必要があります、加算による収入額を下回るとは想定されていません。このため、加算による収入額に相当する賃金改善を必ず実施してください。

7 質問事項

令和6年度届出に関して質問がある場合、質問票によりお問い合わせ願います。

筑紫野市高齢者支援課指定指導担当 電話番号：092-923-1111 内線453 FAX番号：092-920-1786 メールアドレス：kourei@city.chikushino.fukuoka.jp
--

令和6年度 様式に応じた提出書類

令和6年度は、申請する事業所数等によって、提出する計画書の様式を選択することができます。

以下をご参照ください。

様式	対象事業者（事業所）	一括で作成可能な事業所数等
①別紙様式2 (通常用)	以下②、③以外の事業者	・100事業所まで ※最大1200事業所まで対応した様式は厚生労働省HPに掲載されていますので、そちらを使用してください。
②別紙様式6 (小規模事業者用)	一括で申請する事業所数が10以下の事業者	・10事業所まで
③別紙様式7 (新規事業所用)	令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から新規に処遇改善加算を算定する事業所	・1事業所まで ・6月以降に新加算Ⅲ又は新加算Ⅳを算定する場合のみ活用可。

※②、③の対象事業者に当てはまる場合でも、①の様式での届出が可能です。

(1) 提出書類

必須	
①により提出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度介護職員等処遇改善加算等届出に係る提出書類について ・総括表（別紙様式2-1） ・個票（令和6年4・5月分）（別紙様式2-2） ・個票（令和6年6月以降分）（別紙様式2-3） ※個票（別紙様式2-4）は、現時点で、令和6年度の途中に新加算の加算区分の変更を行う予定がある場合のみ提出してください。
②により提出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・総括表（別紙様式6-1） ・事業所個票（別紙様式6-2）
③により提出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善計画書（別紙様式7-1）

〔賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合〕

・特別な事情に係る届出書（別紙様式5）

※経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字の状況で、事業の継続を図るため、介護職員の賃金水準を引き下げざるを得ない場合に提出してください。

〔市から求めがあった場合〕

以下の書類については、求めがあった場合に提出することとなっておりますので、整備・保管を徹底してください。

なお、新規で加算等を算定する場合において、以下の書類について、届出受付会で確認・相談を希望する場合は持参してください。（※届出時点での提出は不要です。）

- ① 就業規則及び賃金規程
- ② 職員の職責、職務内容に応じた任用要件及び賃金体系
- ③ 昇給の仕組みについて明文化した書面
- ④ サービス提供体制強化加算等、必要な加算を取得していることが分かる書類（受付済みの届出書の写し等）

(2) 市ホームページへの様式等の掲載

様式データの他、加算に関する資料を以下のホームページに掲載しています。国からの通知やQ&A等、最新の情報を掲載いたしますので、必ず御確認ください。

【ホームページ掲載場所】

①様式をダウンロードする場合

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「申請書ダウンロード」→ 「令和6年度介護職員等処遇改善加算等の様式」

②当該加算等に関する通知等

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「事業者の皆さまへ」→ 「令和6年度介護職員等処遇改善加算等の届出」